

## 愛知学院大学産業研究所規程

(名称・場所)

**第1条** 本大学商学部に、愛知学院大学産業研究所（以下「本研究所」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 本研究所は、産業、経済の各分野の研究を目的とする。

(事業)

**第3条** 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業、経済に関する理論的、実証的調査研究
- (2) 研究所報の刊行
- (3) 研究叢書の刊行
- (4) 研究会・講演会の開催
- (5) 研究資料の収集・整理・保管及び利用に関する便益の提供
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

**第4条** 本研究所、所長、幹事、所員及び事務職員を置く。

2 本研究所に、研究に専従する研究員を置くことができる。

(所長)

**第5条** 所長は、所員総会の推薦により、学長が委嘱する。

2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を統括する。

(幹事)

**第6条** 幹事は、所員総会において、所員のなかから選出する。

2 幹事は、研究所事務の円滑な運営をはかり、研究所報の編集等を行う。

(所長・幹事の任期)

**第7条** 所長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

**第8条** (1) 所員は、商学部の専任教員とする。

- (2) 前号のほか、所長は、所員総会の議を経て、本大学専任教員を所員に委嘱することができる。

2 前項2号の所員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(研究員)

**第9条** 研究員の種類、待遇、義務及び採用手続きについては、別に定める。

2 研究員の任期は1年とし、運営委員会の議を経て更新できる。

3 研究員の種類は次の通りとする。

A (Post-Doctoral Researcher 博士研究員) 博士課程単位取得満期退学者で退学後 3 年以内の者および課程博士号取得後 1 年以内の者。但し、任期の更新は 2 回までとする。

B (Senior Research Fellow 特任研究員) 定年退職の元所員。

C (Visiting Joint Research Fellow 客員研究員) 学外機関の共同研究者。

- 4 研究員は任期年度ないし次年度にその研究成果を『地域分析』に単著又は共著での論文を投稿しなければならない。

(所員総会)

**第 10 条** 本研究所に、運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算を審議するため、所員総会を置く。

- 2 所員総会は、全所員をもって構成し、所長が議長となる。

- 3 所員総会は、所長が招集する。ただし、全所員の 4 分の 1 以上の要求がある場合には、所長はすみやかにこれを招集しなければならない。

(運営委員会)

**第 11 条** 本研究所に、所員総会において定められた基本方針及び予算にしたがい、事業の運営に関する問題を議決するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は 8 名をもって構成し、そのうち 6 名は、所員の互選により選出する。所長及び幹事は運営委員とし、所長が運営委員会の座長となる。

- 3 座長は、運営委員会を招集する。ただし、運営委員の要求のある場合には、座長は、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。

- 4 運営委員の任期は 2 年とし、1 年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

**第 12 条** 本研究所は、必要に応じて、委員会を置くことができる。

(定足数・議決)

**第 13 条** 所員総会、運営委員会及び第 12 条に定める委員会は、それぞれの構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定めのある場合を除いて、出席者の過半数で議決をし、可否同数のときは、所員総会においては議長、運営委員会においては座長の決するところによる。

(事務局)

**第 14 条** 研究所事務の円滑な運営をはかるため、本研究所に事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事及び事務職員で構成する。

(経費)

**第 15 条** 本研究所の経常費は、本大学の年間研究予算その他をもってあてる。予算及び決算は、所員総会の議を経るものとする。

(細則)

**第16条** 本規程に定めるもののほか、本研究所に必要な細則は別に定める。細則は運営委員会の議を経て、所員総会が承認することを必要とする。

(規程改正)

**第17条** 本規程の改正は、所員総会において全所員の3分の1以上の賛同をえて、商学部教授会の議を経て、学長が承認することを必要とする。

(施行期日)

**附則**

本規程は、平成6年4月1日より施行する。

本規程は、平成11年2月12日より改訂施行する。

本規程は、平成29年1月10日より改訂施行する。